

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
（岐阜市所管の施設等を含む。）

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「令和6年度（令和5年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症に係る
障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」の所要額調査について

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県では、指定障害福祉サービス等事業者において、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合においても必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう、予算の範囲内で補助金を交付することを予定しています。

この度、厚生労働省の国庫補助協議の基礎資料とするため、所要額調査を実施しますので、以下の内容をご確認いただき、補助を希望される事業所は、提出期限までに障害福祉課あて電子申請フォームにてご回答ください。また、本事業の対象となるのは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に発生した経費（令和5年度にすでに補助金が支払われた経費は対象外）であり、令和4年度や令和6年度に発生した経費は対象外となります。

なお、今回は所要額調査であり、補助金の交付を確約するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

記

<事業概要>

令和5年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供するために係る経費等を補助

※対象経費及び基準単価は、令和5年度に実施した「岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金」と同じ内容を想定しています。

<補助対象事業（予定）>

- 1 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援

- (1) 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所（職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生し、職員が不足した施設・事業所を含む。）がサービスを継続して提供するために実施する事業
- (2) 短期入所サービス事業所、障害者支援施設等（※1）及び訪問系サービス事業所（※2）において実施する感染者と接触があった者への対応
- (3) 障害者支援施設及び共同生活援助事業所において感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件（別添）のもと、自費で実施する検査（（1）及び（2）の場合を除く。）
- (4) （1）以外の通所系サービス事業所（※3）であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅等において提供することができる限りのサービス（知事が認めるものに限る。）

2 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援

- (1) 1の（1）に該当する施設・事業所に対して行う利用者の受入れ等の協力
- (2) 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業を行う事業所に対して行う利用者の受入れ等の協力

（※1）障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設

（※2）居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援の事業を行う事業所

（※3）療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援又は放課後等デイサービスの事業を行う事業所

○事業期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

○事業費：補助率 10/10

○補助額：補助対象経費の実支出額から、寄附金その他の収入額を引いた額と基準額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額

※基準単価は、令和5年度に実施した「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」（以下「令和5年度事業」という。）と同じですが、令和5年度事業で既に助成を受けている施設・事業所におかれましては、令和5年度の通年における助成額を上限額として整理しますので、ご了承ください。

※障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、本事業の対象となりません。

<回答方法>

以下の電子申請フォームによりご回答ください。

※申請を希望されない事業所は提出不要です。

【オンライン申請フォーム】

<https://logoform.jp/form/T8mB/649766>

<提出期限>

令和6年7月12日（金）

※期限が大変短く恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	渡 邊
電 話	058-272-1111 内 3482		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		